

平成 22 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルランド
代表者名 代表取締役社長 上西 京一郎
(コード番号 4661 東証第 1 部)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として金融商品取引法（以下「法」といいます。）に定める発行者による上場株券等の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 自己株式の取得

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と株主への一層の利益還元のため、及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 4,500,100 株を上限とする。
(発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合 4.95%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 26,055,579,000 円を上限とする。 |
| (4) 取得期間 | 平成 22 年 2 月 16 日から平成 22 年 3 月 31 日まで |

II. 自己株式の公開買付け

1. 買付け等の目的

当社は、平成 22 年 2 月 15 日開催の取締役会において、資本効率の向上と株主への一層の利益還元

のため、及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については未定です。

2. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 22 年 2 月 16 日（火曜日）から平成 22 年 3 月 15 日（月曜日）まで（20 営業日）

② 公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名

平成 22 年 2 月 16 日（火曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しております。

（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）

(2) 買付け等の価格 1 株につき 金 5,790 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付けの買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社株式の市場価格を最優先に検討いたしました。また、買付価格の決定に際して、基礎となる当社株式の適正な時価として、市場価格の変動を考慮し、過去の一定期間における株価の推移を勘案の上で、当社株式の本公開買付けを決議する取締役会開催日の前営業日までの過去 1 ヶ月間（平成 22 年 1 月 13 日から平成 22 年 2 月 12 日まで）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値の平均値（6,231 円、円未満四捨五入）とすることが妥当であるとの結論に至りました。

また、当社は本公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける当社株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買付けることが望ましいものと判断いたしました。

ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例において、ディスカウントで行われた事例を踏まえ 7%と設定いたしました。

最終的に平成 22 年 2 月 15 日開催の取締役会の前営業日までの過去 1 ヶ月間（平成 22 年 1 月 13 日から平成 22 年 2 月 12 日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（6,231 円、円未満四捨五入）に対して 7%のディスカウントとなる 5,790 円（10 円未満四捨五入）を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、買付価格は、本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日である平成 22 年 2 月 12 日の当社普通株式の終値 6,370 円に対して 9.11%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額に相当します。

②算定の経緯

当社は平成 19 年 5 月に中期経営計画『Innovate OLC 2010』を策定し、当社グループの価値向上策の一つとして、株主還元を掲げており、利益の成長と直接的な利益還元による ROE の向上を目指しております。自己株式の取得につきましても、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行、資本効率の改善、ROE の向上および株主への利益還元等を目的として、同計画の期間中に適宜実施してきております。平成 21 年 11 月頃、当社の主要株主である三井不動産株式会社より、保有する当社株式の一部を売却する意向がある旨の表明を受けました。

これを受けて当社は、一時的にまとまった株式が市場に放出されることについて具体的な検討を行った結果、昨今の株価動向および需給バランスの悪化に伴う市場価格への影響に鑑み、当社が自己株式として買い受けることが上記目的につながるものと判断いたしました。

当社は自己株式の具体的な取得方法にあたっては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、当社は、本公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける当社株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例において、ディスカウントで行われた事例を踏まえ、7%と設定いたしました。

以上の検討および判断を経て、当社は平成 22 年 2 月 15 日開催の取締役会において、市場価格の動向と過去の自己株式の公開買付け事例等を総合的に勘案し、平成 22 年 2 月 15 日開催の取締役会の前営業日までの過去 1 ヶ月間（平成 22 年 1 月 13 日から平成 22 年 2 月 12 日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（6,231 円、円未満四捨五入）に対して 7%のディスカウントとなる 5,790 円（10 円未満四捨五入）を本公開買付け価格とすることを決定いたしました。なお、買付け価格は、本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日である平成 22 年 2 月 12 日の当社普通株式の終値 6,370 円に対して 9.11%ディスカウントした金額に相当します。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	4,500,000 株	—	4,500,000 株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数（4,500,000 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する同法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 4.95%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金 26,086,000 千円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積り額の合計です。

(6) 決済の方法及び開始日

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

- ② 決済の開始日 平成22年3月19日(金曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

- (注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額(買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その7%に相当する金額)が差し引かれます。なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記の方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限り

ません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社は、当社の主要株主である三井不動産株式会社から本公開買付けに対して、同社が保有する当社株式の一部を応募する意向がある旨の通知を受けております。

(ご参考) 平成 22 年 2 月 15 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	90,916,066 株
自己株式数	6,474 株

以 上